

漁協系統信用事業における総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
【目次】 Ⅲ－１－６ 災害時における金融に関する措置（災害対策基本法、大規模地震対策特別措置法関係） 【本編】 Ⅲ－１ 一般的な事務処理 Ⅲ－１－６ 災害時における金融に関する措置（災害対策基本法、大規模地震対策特別措置法関係） （１） （略） （２） <u>東海地震の地震防災対策強化地域内外における金融上の諸措置</u> <u>大規模地震対策特別措置法（昭和 53 年法律第 73 号）により地震防災対策強化地域の指定が行われると、指定行政機関は、事前に地震災害及び二次災害の発生を防止し、災害の拡大を防ぐための措置を定めなければならないこととされている。</u> このため、組合業務の事務処理については、現地における資金の需要状況等に応じ、関係機関と緊密な連絡を取りつつ、組合に対し、以下に掲げる措置を適切に運用するものとする。 ① <u>東海地震の地震防災対策強化地域内に本所・本店及び支所・支店等を置く組合の警戒宣言時の対応について</u>	【目次】 Ⅲ－１－６ 災害における金融に関する措置（災害対策基本法、大規模地震対策特別措置法関係） 【本編】 Ⅲ－１ 一般的な事務処理 Ⅲ－１－６ 災害における金融に関する措置（災害対策基本法、大規模地震対策特別措置法関係） （１） （略） （２） <u>南海トラフ地震の事前避難対象地域内外における金融上の諸措置</u> <u>南海トラフ地震防災対策推進基本計画により国は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の内容その他これらに関連する情報（以下「巨大地震警戒」という。）が発表された場合における預貯金の払い戻し、平常時間外営業等金融機関がとるべき措置についての指導方針等を定めることとされている。</u> このため、組合業務の事務処理については、現地における資金の需要状況等に応じ、関係機関と緊密な連絡を取りつつ、組合に対し、以下に掲げる措置を適切に運用するものとする。 ① <u>事前避難対象地域内に本所・本店及び支所・支店等を置く組合の巨大地震警戒発表時における対応について</u>

漁協系統信用事業における総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
イ. 業務時間内に<u>警戒宣言が発せられた</u>場合には、組合において本所・本店及び支所・支店等の窓口における対応は普通貯金（総合口座を含む。以下同じ。）の払戻し業務以外の業務は停止するとともに、その後、店頭の利用者の輻輳状況等を的確に把握し、窓口における普通貯金の払戻し業務も停止し、併せて、窓口業務停止等の措置を講じた旨を利用者に周知徹底するよう要請する。ただし、この場合であっても、同地域の<u>日本銀行支店</u>や警察等と緊密な連絡を取りながら、利用者及び職員の安全に十分配慮した上で現金自動支払機等の運転については継続するなど、利用者等の日常生活に極力支障を来さないような措置を講ずることを要請する。 ロ. (略) ハ. 休日、開店前又は閉店後に<u>警戒宣言が発せられた</u>場合には、発災後の信用事業の円滑な遂行の確保を期すため、組合において窓口業務の開始又は再開は行わないよう要請する。ただし、この場合であっても、同地域の<u>日本銀行支店</u>や警察等と緊密な連絡を取りながら、利用者及び職員の安全に十分配慮した上で現金自動支払機等の運転は継続する等、利用者等の日常生活に極力支障を来さないような措置を講ずることを要請する。 二. その他 a. <u>警戒宣言</u>が解除された場合には、組合において、可及的速やかに平常の業務を行うよう要請する。 b. (略) ② <u>東海地震の地震防災対策強化地域</u>外に本所・本店及び支所・支店等	イ. 業務時間内に<u>巨大地震警戒が発表された</u>場合には、組合において本所・本店及び支所・支店等の窓口における対応は普通貯金（総合口座を含む。以下同じ。）の払戻し業務以外の業務は停止するとともに、その後、店頭の利用者の輻輳状況等を的確に把握し、窓口における普通貯金の払戻し業務も停止し、併せて、窓口業務停止等の措置を講じた旨を利用者に周知徹底するよう要請する。ただし、この場合であっても、同地域の<u>日本銀行本支店</u>や警察等と緊密な連絡を取りながら、利用者及び職員の安全に十分配慮した上で現金自動支払機等の運転については継続するなど、利用者等の日常生活に極力支障を来さないような措置を講ずることを要請する。 ロ. (略) ハ. 休日、開店前又は閉店後に<u>巨大地震警戒が発表された</u>場合には、発災後の信用事業の円滑な遂行の確保を期すため、組合において窓口業務の開始又は再開は行わないよう要請する。ただし、この場合であっても、同地域の<u>日本銀行本支店</u>や警察等と緊密な連絡を取りながら、利用者及び職員の安全に十分配慮した上で現金自動支払機等の運転は継続する等、利用者等の日常生活に極力支障を来さないような措置を講ずることを要請する。 二. その他 a. <u>巨大地震警戒に伴う避難指示の措置</u>が解除された場合には、組合において、可及的速やかに平常の業務を行うよう要請する。 b. (略) ② <u>事前避難対象地域</u>外に本所・本店及び支所・支店等を置く組合の<u>巨</u>

漁協系統信用事業における総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
を置く組合の警戒宣言時の対応について イ. 業務時間内に警戒宣言が発せられた場合には、組合において地震防災対策強化地域内にある組合の本所・本店及び支所・支店等向けの手形取引等の手形交換業務については、その取扱いを停止させるよう要請し、併せて当該業務の取扱いを停止することを店頭に掲示し、利用者の協力を求めるよう要請する。 ロ. 組合において、地震防災対策強化地域内の本所・本店及び支所・支店等が業務停止等の措置をとった場合であっても、当該業務停止等の措置をとった当該強化地域外の本所・本店及び支所・支店等においては、平常通り業務を行うよう要請する。 (3) (略)	大地震警戒発表時における対応について イ. 業務時間内に巨大地震警戒が発表された場合には、組合において事前避難対象地域内にある組合の本所・本店及び支所・支店等向けの手形取引等の手形交換業務については、その取扱いを停止させるよう要請し、併せて当該業務の取扱いを停止することを店頭に掲示し、利用者の協力を求めるよう要請する。 ロ. 組合において、事前避難対象地域内の本所・本店及び支所・支店等が業務停止等の措置をとった場合であっても、当該業務停止等の措置をとった事前避難対象地域外の本所・本店及び支所・支店等においては、平常通り業務を行うよう要請する。 (3) (略)

附 則

この通知の改正は、令和4年3月31日から適用する。